

議案第47号

三田市農業共済事業園芸施設共済に係る危険段階基準共済掛金率等の 設定について

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の23第3項の規定に基づき、園芸施設共済の危険段階基準共済掛金率を設定するに当たり、危険段階の数及び危険指数の設定方法を次のとおり定めるため、園芸施設危険段階基準共済掛金率設定要領（平成16年2月10日付け農経第1405号）第8の規定により、議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出

三田市長 森 哲 男

記

- 1 危険段階の別を定める共済事業 園芸施設共済事業
- 2 危険段階の別を定める設定方式 組合員等別危険段階設定方式
- 3 危険段階の別を定める施設区分 プラスチックハウスⅡ類
プラスチックハウスⅣ類甲
- 4 危険段階の別を定める共済目的 特定園芸施設及び附帯施設に係るもの
- 5 危険段階の別を定める数及び危険指数の設定方法
 - (1) 危険段階の別を定める数
プラスチックハウスⅡ類：6
プラスチックハウスⅣ類甲：3
 - (2) 危険指数の設定方法
危険段階被害率の最大値を最小値で除して得た値の範囲内で設定し、最低値を1とする。危険段階別共済掛金率については次のとおりとする。

危険段階別共済掛金率一覧表

施設区分	共済目的	危険段階区分	共済掛金率
プラスチックハウスⅡ類	特定園芸施設及び 附帯施設に係るもの	1	4.370
		2	3.982
		3	3.353
		4	3.184
		5	2.913
		基準	3.044
プラスチックハウスⅣ類甲	特定園芸施設及び 附帯施設に係るもの	1	1.629
		2	1.086
		基準	1.184

6 危険段階基準共済掛金率の適用時期 平成30年4月1日